資料1

第4回
岐阜市観光振興検討委員会

令和6年12月18日（水）
ぎふ魅力づくり推進部

SDGs未来都市 岐阜市

【目次】

（１）宿泊税の修正制度案について　･･･　３

前回提案した制度案

課税客体	市内の宿泊施設（ホテル、旅館、簡易宿泊所、民泊施設）への宿泊行為
納税義務者	料金を支払い、宿泊施設に宿泊する者
特別徴収義務者	旅館業または住宅宿泊事業を営む者
税収規模	1．5億円～2億円
使　途	・観光資源の創出　― 魅力向上事業 ― ・観光客に選ばれるまち ― 誘客促進・プロモーション事業 ― ・何度でも訪れたくなるまち　― おもてなし向上事業 ― ・非常時等への対策事業
税　額	1人1泊あたり250円
課税標準	宿泊数
免税点	なし
課税免除	なし
特別徴収義務者交付金	納期内に納入された額の2．5%
特別徴収義務者への支援	特別徴収義務者交付金を特例で5年間0．5%加算
徴収開始日	令和8年4月1日から
制度の見直し	条例施行後、5年ごとに行う

観光関連事業者からの意見聴取について

観光振興検討委員会委員へのヒアリングを実施（R6.10/28～11/13）

岐阜観光コンベンション協会、岐阜商工会議所、岐阜県観光連盟、ORGAN、
岐阜市土産品協会、十六銀行、岐阜ホテル会、長良川温泉旅館協同組合、
岐阜バス、観光タクシー協議会、旅行業協会（JTB岐阜）、金華山ロープウェー

宿泊事業者向けの説明会及び意見交換を実施

・岐阜市旅館ホテル協同組合加盟施設（R6.11/15）
・小規模宿泊施設、民泊事業者（R6.11/19・20）

観光振興検討委員会構成員以外の観光事業者からのヒアリングを実施（R6.11/20～22）

岐阜市まちなか案内人、道の駅「柳津」、長良川うかいミュージアム、
岐阜市商店街振興組合連合会、岐阜柳ケ瀬商店街振興組合連合会

観光関連事業者からの意見聴取について
①税額・免税点

観光業界団体	他都市と比較すると250円は少し高いかなと思う
	250円は高い
	250円でも違和感は無い
	250円でもよい
	旅行者はいくらであっても旅行する意思は変わらない。他都市でも引き上げを検討している
宿泊事業者	低廉な価格で提供しているので、宿泊料金に250円が乗ると勝敗が微妙なラインになる
	全国的な相場である200円が妥当ではないか 免税点は設けなくてよいが、設けるとするなら3,000円か
	50円は半端。キリのいい額がよい 連泊客が多い施設だと負担が大きい
	宿泊料金が安いので250円の負担感はかなり大きい 一律ではない方がいい、段階を設けるなどの配慮がほしい 免税点を設けてほしい
	高価格帯、低価格帯全部一律なのはおかしい 免税点を設けてほしい
	市外の中学生以下は宿泊料金が260円だが、そこに250円の宿泊税がかかることになる 岐阜市はまだ観光都市ではないから、50円でも高いと観光客から良く思われないのでは
交通事業者	高くても200円程度ではないか 段階を設けた方がよい 導入時は低くして、見直しの際に上げてはどうか
	250円だと安価な施設は選ばれなくなるかもしれない 一律ではなく段階を設けてはどうか

250円は高い、一律ではなく段階を設けてほしいという意見が多かった

観光関連事業者からの意見聴取について
②課税免除

宿泊事業者	課税免除なしにすると修学旅行の受入が減ってしまうのではと懸念している 入湯税と合わせた方がよい
	入湯税と合わせた方がよい
	宿泊の目的なども考慮して課税免除を設けた方がよいのではないか。
交通事業者	課税免除を考えるのであれば修学旅行のみではないか
	修学旅行生は課税免除にした方がよい 免除しないならば、修学旅行誘致の補助など別の対策を検討すべきではないか

修学旅行生について考慮すべきではないかという意見があった

観光関連事業者からの意見聴取について

③特別徴収義務者への支援

宿泊事業者	制度によっては、システム改修に多くの経費を要す場合が想定され負担が大きいため、補助制度を検討してほしい。

↓

システム改修にかかる補助制度の創設を要望する意見があった

観光関連事業者からの意見聴取について

④見直し期間

観光業界団体	導入後3年、その後5年が落としどころでは
宿泊事業者	見直し期間を例えば3年などもっと短くしてもよいのではないか
	5年で見直しを図るとしているが、今の制度案ではその5年の間に施設が無くなってしまうかもしれないほど負担感が大きい

↓

最初の見直しが5年後では長すぎるという意見があった

制度の修正案について

①税額・免税点

（1）事業者からの意見も踏まえ、調査できる範囲で主だった市内宿泊施設の最安値と最高値を調査　⇒**約6割の施設で最安値が5,000円未満**
※比較的宿泊単価の安い民泊や簡易宿泊所、ファッションホテルはほぼ該当

⇒5,000円より下の金額で区分した場合、高い税額区分に入る施設が増える
免税点または税額区分の**基準（分岐点）は5,000円未満とするのが妥当**と判断

※他の自治体における税額の段階及び免税点の最低金額も5,000円

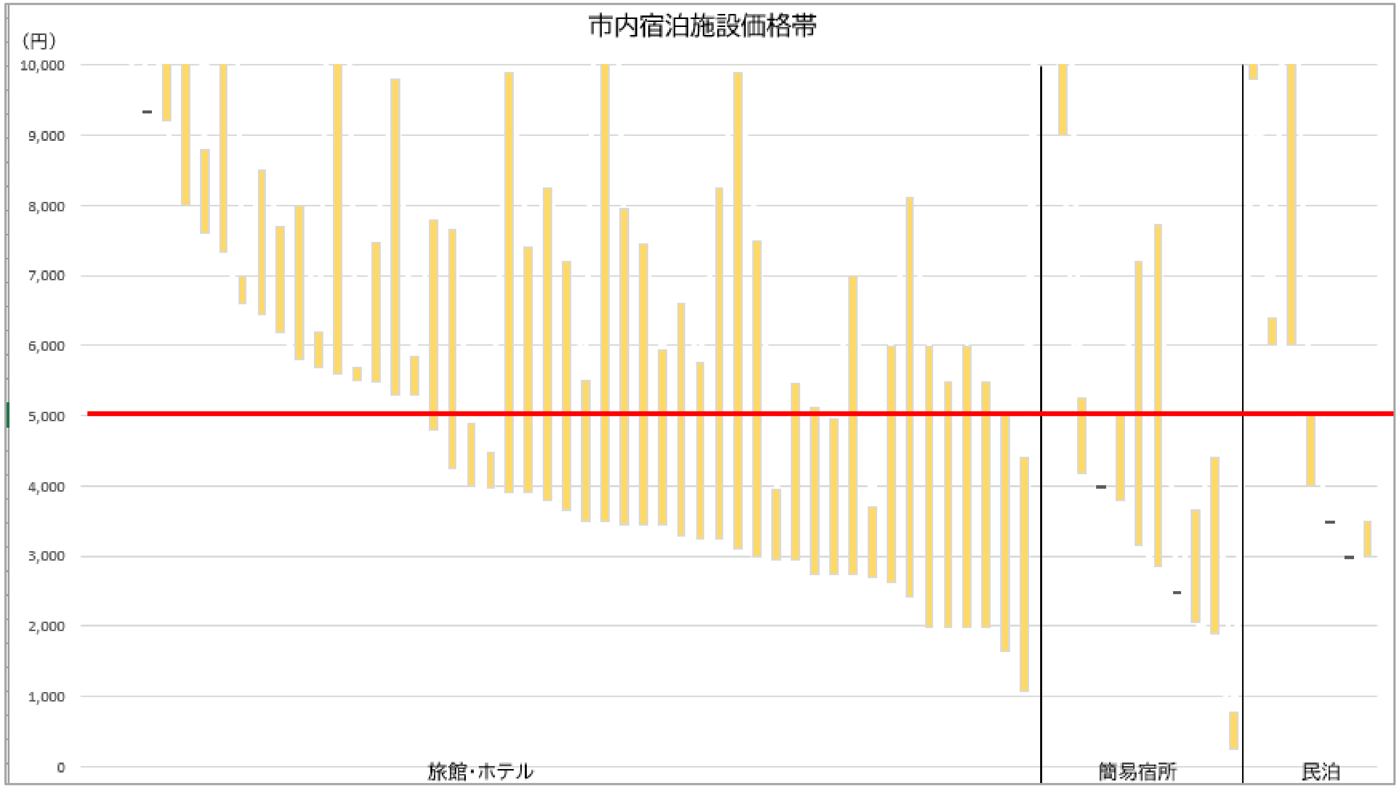

制度の修正案について
①税額・免税点

（2）5，000円を免税点とした場合

・宿泊料を5,000円前後に設定している施設では、同じ施設でも
宿泊料によって徴収の有無が発生する可能性があるため、
事務の誤りを誘発する心配

税額に段階を設ける場合

・徴収する宿泊税額に差は出るものの、宿泊者全員が課税対象であるため、
徴収事務の負担は変わらない

⇒免税点ではなく**税額に段階を設ける**案とした

※宿泊者全員から徴収することで水平的公平性が
安価な宿泊施設に低い税額を設定することで垂直的公平性が
それぞれ担保

制度の修正案について
①税額・免税点

（3）シンプルな制度設計という基本方針に則りつつ、先行自治体の主要税額である200円をベースに5,000円未満を100円とした場合の税収シミュレーションは約1億3000万円であり、**概ね求める税収は確保できる**と考える。

5000円未満の税額を150円とした場合、お釣りの煩雑さが発生するわりに、税収は約500万円程度の差しか生じない。

「**5,000円未満100円、5,000円以上200円**」の案に見直し

制度の修正案について
②課税免除

入湯税と合わせてほしいという宿泊事業者からの意見を踏まえ、**改めて整理**
※入湯税は12歳未満並びに学校行事の参加者については課税免除

⇩

(1)12歳未満の課税免除について

・入湯税特別徴収義務者は8事業者のみ
⇒宿泊事業者全体からすると少数

12歳未満を課税免除とした場合、入湯税の特別徴収義務者になっていない
大多数の施設で年齢確認や税額計算などの事務負担が大きくなる

⇩

既に宿泊税が導入されている自治体でも同様の事例はなく、
12歳未満の課税免除は設けない

制度の修正案について
②課税免除

（2）修学旅行生の課税免除について

修学旅行生に関しては、現在岐阜市では鵜飼観覧船にかかる助成のみを実施

↓

・子ども時代の来訪体験が将来の来訪にもつながるとの考えから、
他の観光施設への拡大、あるいは修学旅行に対する包括的な助成、
岐阜城をはじめとする観光施設の使用料改定における子どもの無料化
なども含め、**市として修学旅行の誘致促進策を検討する余地がある**

・課税免除はシンプルな制度設計という基本方針に反するため、修学旅行の
誘致促進策としては、**市あるいはDMOによる誘客事業（助成制度）等を検討**

↓

課税免除は設けない

制度の修正案について
③特別徴収義務者交付金

クレジットカードの手数料に配慮し見直しを希望する声もあったが、
他の自治体においては2. 5%が標準

⇩

総務省に確認したところ、相当の理由がない限り他の自治体と同水準
に合わせてほしいとの回答
（6%で設計した常滑市の制度案が総務大臣協議の中で2. 5%に修正
されている）

⇩

納期内に納入された税額の**2. 5%**

制度の修正案について
④特別徴収義務者への支援

宿泊事業者より、既存システムの改修経費にかかる補助制度の要望あり。

↓

先行自治体の事例では、９自治体中７自治体がシステム改修にかかる負担軽減策として、導入後３年間、特別徴収義務者交付金に０．５％加算

⇒・ ただし、実際のコスト負担に対して十分な支援とは限らない。
・ システム改修が不要な事業者にも支給される　　・・・などの課題

↓

システム改修の実情に応じた支援（補助）のあり方を検討

制度の修正案について
⑤制度の見直し期間

宿泊事業者より、効果的な検証のため見直し期間をもっと短くしてもよいのではないかという意見あり

↓

近年、先行自治体でも制度の見直しが行われ、また、今後多くの自治体で導入が予定されていることから、これから検証材料も増えると思われる

本市においても早期導入を目指す一方、なるべく早い段階で効果検証することでより効果の高い制度運用が可能

↓

導入後3年、以降5年ごとに見直し

制度の修正案（まとめ）

課税客体	市内の宿泊施設（ホテル、旅館、簡易宿泊所、民泊施設）への宿泊行為
納税義務者	料金を支払い、宿泊施設に宿泊する者
特別徴収義務者	旅館業または住宅宿泊事業を営む者
税収規模	約1．3億円
使　途	・観光資源の創出　― 魅力向上事業 ― ・観光客に選ばれるまち ―誘客促進・プロモーション事業 ― ・何度でも訪れたくなるまち――おもてなし向上事業 ― ・非常時等への対策事業
税　額	1人1泊あたり250円　⇒　**1人1泊あたり　5，000円未満　100円** **5，000円以上　200円**
課税標準	宿泊数
免税点	なし
課税免除	なし
特別徴収義務者交付金	納期内に納入された税額の2．5％
特別徴収義務者への支援	導入後3年間、特別徴収義務者交付金に0．5％加算 ⇒　**システム改修の実情に応じた支援（補助）のあり方を検討**
徴収開始日	令和8年4月1日から
制度の見直し	条例施行後、5年ごとに行う　⇒　**条例施行後3年、その後5年ごと**

宿泊税活用スキーム（案）

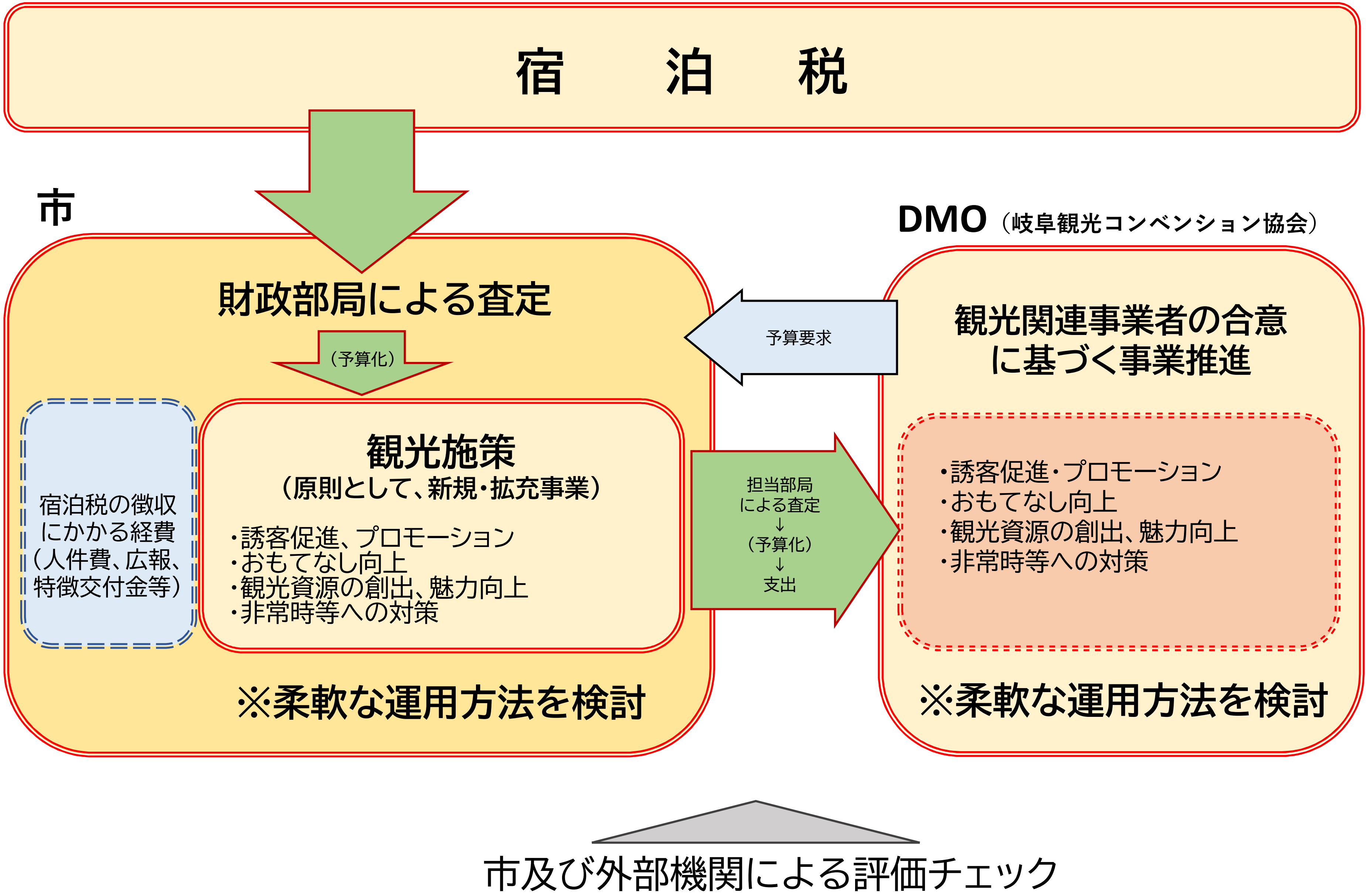

宿　泊　税
市
財政部局による査定
（予算化）
宿泊税の徴収にかかる経費（人件費、広報、特徴交付金等）
観光施策
（原則として、新規・拡充事業）
・誘客促進、プロモーション
・おもてなし向上
・観光資源の創出、魅力向上
・非常時等への対策
※柔軟な運用方法を検討
予算要求
担当部局による査定
↓
（予算化）
↓
支出
DMO（岐阜観光コンベンション協会）
観光関連事業者の合意に基づく事業推進
・誘客促進・プロモーション
・おもてなし向上
・観光資源の創出、魅力向上
・非常時等への対策
※柔軟な運用方法を検討
市及び外部機関による評価チェック

宿泊税の使途について

※関係者からの聞き取り等を参考に作成

観光客に選ばれるまち　ー誘客促進・プロモーション事業ー

★国内外プロモーションの強化
- ★プロモーション動画作成
- ★多言語ホームページの作り込み
- ★SNSを活用したプロモーションの強化
- ★広告掲載（WEB広告含む）の拡充
- ★インフルエンサー等を招聘した情報発信
- ★ランドオペレーターへの営業強化（助成）
- ★FAMトリップの実施
- ★定期的なセールスコールの実施
- ★海外観光展・商談会への参加

★MICE誘致の推進
- ★MICE誘致活動の強化
- ★MICE支援事業の拡充

★地域DMOの体制強化

★市内観光客動向調査の実施（ニーズの把握）

何度でも訪れたくなるまち　ーおもてなし向上事業ー

まちなか観光周遊促進
（シェアサイクルの充実、観光周遊バスへの補助）

市内観光事業者への受入環境整備補助
（Wi-Fi整備、交通系決済システムの拡充等）

★観光案内所機能の強化

★観光人材の育成事業

観光資源の創出　ー魅力向上事業ー

ナイトタイムエコノミーの推進
- ・パノラマ夜景、ぎふ灯り物語の拡大
- ★夜の繁華街のPR促進

新たな魅力スポット・観光資源の創出

非常時等への対策事業

★社会状況や観光ニーズの変化に機動的に対応するための基金
（10年程度をかけて一定額の積立を想定）

その他

・特別徴収義務者交付金
・市における宿泊税の徴税事務にかかる経費

★：地域DMOでの実施も想定できる事業